

「常温保存可能品の認定に係る実施要領」別紙3 新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙3 常温保存可能品の審査事項</p> <p>1 次の要件を満たす原料乳が安定的に確保できること。</p> <p><u>(1) 搾乳後速やかに冷却し、処理施設における受乳までの間冷蔵されたもの</u></p> <p><u>(2) 搾乳から処理施設における受乳までの温度及び時間が次のいずれかによること</u></p> <p>ア <u>搾乳から処理施設における受乳までの時間が48時間以内であること</u></p> <p>イ <u>原料乳を3℃以下に管理し、搾乳から処理施設における受乳までの時間が96時間以内であること(事前に各段階での温度管理について検証すること)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～24 (略)</p>	<p>別紙3 常温保存可能品の審査事項</p> <p>1 次の要件を満たす原料乳が安定的に確保できること。</p> <p><u>(1) 搾乳から処理施設における受乳までの時間が48時間以内のもの</u></p> <p><u>(2) 搾乳後すみやかに冷却し、処理施設における受乳までの間冷蔵されたもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～24 (略)</p>